

質問回答書

令和 6 年 12 月 3 日

業務名 : 令和 7 ～ 11 年度磐南浄化センター維持管理業務委託

閲覧期間 : 令和 6 年 12 月 3 日～令和 6 年 12 月 9 日

番号	質問事項	回 答
1	入札説明書 1 頁 4. (2) 事業団における達に基づく一般参加資格の認定に関する有資格は、日本下水道事業団が作成する「有資格者公表名簿」の該当ページを添付することで証明されるとの認識でよろしいでしょうか。	左記の通り。
2	入札説明書 2 頁 4. (5) 中部地域に維持管理業務に関して事業所（本店、支店、常時維持管理の委託契約を締結する事務所又は本業務の開札の時点において水処理施設として本業務の対象施設の 1/2 以上の施設規模の下水道施設の維持管理業務を実施しており緊急時の対応が可能な体制を確保できる拠点）を有する者であること」と記載されています。様式 2「事業所の確認書」には、委託契約を締結する事務所を記載した場合、本業務対象施設の 1/2 以上の施設規模の受託情報を記載する必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書 4. (5) の要件を満たす「常時維持管理の委託契約を締結する事務所」を様式 2 に記載した場合、「本業務の開札の時点において水処理施設として本業務の対象施設の 1/2 以上の施設規模の下水道施設の維持管理業務を実施しており緊急時の対応が可能な体制を確保できる拠点」については記載不要です。
3	入札説明書 6 頁 7. (8) ④ 「提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。」と記載されています。提出期限以内の差し替えは、可能との認識でよろしいでしょうか。また、差し替えが発生した場合は、日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課に連絡をするとの認識でよろしいでしょうか。	提出期間内であれば、差し替え及び再提出を認めます。ただし、差し替え及び再提出にあっても提出期間及び提出方法は入札説明書 7. (1) の通りです。
4	入札説明書 7 頁 10. (2) 入札の場所として、日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室が湯島ビル 5 階と表記されています。一方で入札説明書 6. 担当部署では、同じ日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所の契約課は、湯島ビルの 4 階と表記され	入札室は湯島台ビル 5 階です。 また、日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所の契約課は、湯島台ビルの 4 階です。

	ています。階数の誤記でしょうか。または、入札室は、5 階なのでしょうか。ご教示ください。	
5	入札説明書 7 頁 11. (4) 「入札執行回数は、2 回を限度とする。」とありますが、2 回目でも予定価格を超えていた場合は、その場で改めて入札となるのでしょうか。 また、初回の 2 回以外で最大何回入札を行う考えでしょうか、ご教示ください。	再度入札（入札回数） 2 回の入札で予定価格に達しない場合は、会計規程実施細則第 48 条第 9 号（競争に付しても入札者がいないとき又は再度入札をしても落札者がいないとき）の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）の協議に移行します。不落随契協議では、直前の入札における入札参加者に対して不落随契への参加者を募ることとなり、それによる応募者を相手方として、それらの者から見積書を徴取することとしています。なお、不落随契における見積合わせの回数は、制限を設けていません。
6	入札説明書別紙 26 頁 2. (1) 「技術提案は、1. に示す評価視点に基づき、「様式 8－1」及び「様式 8－2」により作成し、競争参加資格確認申請書提出時に 6 部提出すること。」とありますが、入札説明書 7. 申請書、資料及び技術提案書の提出 (1) ①提出期間において指定された提出期間の中で、申請書及び資料を先に提出し、技術提案書を後日別日に提出することは可能でしょうか。ご教示ください。	申請書、資料及び技術提案書の提出方法は、入札説明書 7. (1) ①の提出期間内に必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、分割による提出は認めません。
7	業務委託契約書(案) 3 頁 第 10 条 3 項 「自己の有する権限のうち総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により委託者に通知しなければならない。」とありますが、例えば総括責任者の上長や営業担当者などの権限を事前に通知するということでしょうか。	左記の通り。
8	一般仕様書 4 頁 第 7 条 1 項 「委託者が指定した様式（「提出書類の様式」等による必要な関係書類をいう。）とありますが、「提出書類の様式」とは貴団ホームページの「磐南浄化センター入札情報」にある「入札関係資料（共通事項）の一般仕様書 提出書類様式」を参照するという認識でよろしいでしょうか。また提出すべき	参照とします。 修繕業務に用いる様式の為、必要に応じて、使用願います。 提出時期は、入札公告にある「05 一般仕様書」に記載あるものはそれを優先し、記載がないものについては左記の通りとします。

	書類の種類や提出指定期日についても、上記「提出書類の様式」に記載されている内容を参照するということがよろしいでしょうか。	
9	一般仕様書 4 頁 第 9 条 1 項 「受託者は、業務計画書を作成し、業務委託実施打合せ 14 日前までに、委託者に提出しなければならない。」とありますが、特記仕様書第 9 条では「本業務開始日の 30 日前までに委託者に提出し、承諾を受けなければならない。」とあります。特記仕様書第 9 条に記載の内容を提出期限と考えればよろしいでしょうか。	左記の通り。 特記仕様書第 9 条を正とします。
10	一般仕様書 5 頁 第 9 条 2 項 (6) 業務計画書に記載する項目に「仮設設備計画」とありますが、本業務範囲内にある仮設設備とは何を示すのでしょうか、ご教授ください。	特記仕様書 別紙-2-1 別 2-1 「しき搬出機の故障により、電動チェーンブロックによる吊上げを実施」が該当します。その他必要に応じて提出願います。
11	一般仕様書 11 頁 第 27 条 2 項 「受託者は、設計図書に現場作業を行う期日及び時間が定められている場合も含み、委託者の休日又は夜間（執務時間外）（以下「休日・夜間」という。）に作業を行う場合は、原則として作業を行う日の 5 日前までに理由を付した書面を委託者に提出しなければならない。また、休日・夜間の作業実施状況についても、速やかに委託者に報告しなければならない。」とありますが、日常点検等の通常点検業務についても、休日・夜間におこなう場合には、届け出が必要でしょうか。	受注後の協議によります。
12	一般仕様書 11 頁 第 30 条 1 項 「設備機器の運転、停止操作が必要な場合、事前に委託者に連絡を行ったあと操作を行うこと。原則として受託者の判断により単独で行ってはならない。」とありますが、定期的な機器切り替え、運転状況を見ての停止などは、連絡の必要はないと解釈してもよろしいでしょうか。	左記の通り。
13	特記仕様書 1 頁 第 1 章 第 5 条 1 項 「受託者は、本業務の履行にあたって総括責任者、副総括責任者、主任技術者、各担当責任者及び法定資格者を選任し、履行期間中に専任で配置しなけ	取り決めはございません。必要に応じた配置と選任をお願いします。

	ればならない」とありますが、主任技術者の具体的な役割をご教示ください。	
14	特記仕様書 1 頁 第 1 章 第 5 条 4 項 (6) 磐南浄化センターに設置されているクレーン設備は全て 5.0 トン未満ですので、「クレーン運転士」とは床上操作式クレーン運転技能講習やクレーン運転の業務に係る特別教育の受講者が該当するという解釈でよろしいでしょうか。	左記の通り。
15	特記仕様書 2 頁 第 1 章 第 7 条 5 項 「各責任者を変更する場合は委託者と協議すること。」とありますが。各責任者とは各担当責任者のことでしょうか。ご教示ください。	基本的に、総括責任者、副総括責任者、主任技術者、各担当責任者及び法定資格者を指します。
16	特記仕様書 3 頁 第 1 章 第 11 条 4 項 「受託者は、委託者が指定するすべての提出書類について、電子データ化を行い、委託者が指定するクラウドサーバーに保存しなければならない。」と、記載があります。 「エクセル、ワード」以外に、ソフトの指定などあれば詳細をご教示ください。	受注後の協議によります。
17	特記仕様書 4 頁 第 1 章 第 13 条 3 項 「～費用の負担については、委託者と受託者が別途協議して定める。」と、記載があります。 協議の結果、受託者負担となった場合には、特記仕様書 P12 第 2 章 第 43 条 第 8 項に該当し、費用に関しても同第 2～6 項までの規定を適用する事でよろしいでしょうか。また、適応されない場合には、受託者で負担する年間想定金額（税抜き）をご教示ください。	特記仕様書第 2 章第 43 条を適用するかは協議によります。 特記仕様書第 13 条に示す調査及び試験内容は、具体的には決まっておりません。その為、年間想定金額についても、特に決まっておりません。
18	特記仕様書 4 頁 第 1 章 第 13 条 3 項 「受託者は、委託者が行う書類作成の支援業務等を行い、委託者から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。」と記載されていま	左記の記述は、特記仕様書第 14 条となります。 作成内容の想定は特にありません

	す。書類作成の支援業務とは、具体的にどのような作業でしょうか。ご教示ください。	
19	特記仕様書 8 頁 第 2 章 第 31 条 1 項 「受託者は、情報システムの利用にあたり、委託者の情報セキュリティ等の規定に基づき適切に業務を行うものとする。」とありますが、情報システムとはどのようなものでしょうか。情報セキュリティ等の規定をご教示ください。	情報システムとは本業務で用いるパソコンやデータベース等を指します。 左記規定の開示は受注後の協議によります。
20	特記仕様書 9 頁 第 3 章 第 38 条 1 項 「委託者は、基本的な施設の運転管理方針、運転管理の目標となる法令等の基準および各種 10 業務指標(KPI)について各年度にあらかじめ提示する」とありますが。想定している提示時期がありましたらご教示ください。	業務計画書提出の 2 週間前を目安とし提示します。 ただし、エネルギー原単位等については、年度末までの数値を反映させる為、4 月初旬での提示を見込みます。
21	特記仕様書 10 頁 第 3 章 第 38 条 1 項 (8) 「前号に示す調査研究等の具体的な事項については、以下に例示するものの他、省エネルギー、環境負荷の低減、長寿命化～」とありますが、「以下に例示するもの」とは何を指していますでしょうか。ご教示ください。	「以下に例示するものの他」は誤記であり、削除とします。
22	特記仕様書 11 頁 第 3 章 第 40 条 1 項 (6) 「受託者は、委託者の定める災害対策要領の内容に準拠し、通常勤務日、作業時間を問わず当該状況に応じた災害対応要員を速やかに配置すること。」とありますが、委託者の定める災害対策要領の内容をご教示ください。	受注後に提示します。 参考までに令和 6 年度版を添付します。 (質疑回答別紙 1)
23	特記仕様書 11 頁 第 3 章 第 42 条 3 項 「受託者は、簡易な修繕業務に必要な部品及び材料等について、浄化センターの在庫品を使用することができる。」とありますが、使用した在庫品の補充は、受託者の負担で行うとの認識でよろしいでしょうか。	受託者にて負担する部品等については特記仕様書別紙・3 の通りとする。

24	特記仕様書 12 頁 第 3 章 第 43 条 故障した機器等の簡易修復が困難な場合、受託者は委託者に報告し、修繕費用が 200 万円に満たないとされたとき、委託者は受託者に小規模修繕を指示し、受託者は見積もりを提出後、委託者の承認を得て、小規模修繕を実施する。という認識で宜しいでしょうか。	左記の通りである。 この他、委託者による指示(特記仕様書第 43 条 2 項)によるものも考えられる。
25	特記仕様書 14 頁 第 3 章 第 50 条 1 項 「一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、委託者の指定する保管場所に種別ごとに整理整頓して保管・管理し、適正に対応するものとする。」とありますが、指定する保管場所は何処となる予定でしょうか。ご教示ください。	現状の保管場所は(質疑回答別紙 2)の通り。 受注後の協議により変更可能とします。
26	特記仕様書 14 頁 第 3 章 第 52 条 2 項 (4) 「(4) 非常用電源の確保」とありますが、具体的にどのような緊急事象を想定しているのでしょうか。ご教示ください。	「(4) 非常用電源の確保」については、停電時の対応を想定しております。
27	特記仕様書 別紙-3 別 3-1 「計測に必要な消耗品(具体例:計測機器電極)」とありますが、計測機器(※自動計装設備による計測)とは、反応タンク等に設置されている ORP 計や pH 計などの水質計器を指すのでしょうか。なお前述の水質計器等の計測機器が含まれる場合には、機器の数量ならびに電極の交換頻度をご教示いただけますでしょうか。また受託開始時に故障中である計測機器の電極についても、受託者負担にて交換する対象に含まれるのでしょうか。ご教示ください。	計装機器については左記の通り。 現状の設置場所は(質疑回答別紙 3)の通り。 更新頻度は受託者による点検のもと機能を満たすように行うこととします。 契約時点で故障している機器については契約後協議とします。
28	特記仕様書 別紙-4 別 4-1 1. (2) 「対象が水道のみのため、特筆する事項なし」とありますが、特記仕様書 別 3-1 の「1 業務の履行に必要とする消耗品等」の表内に「その他 暖房・給湯器用燃料 LP ガス等」との記載があります。LP ガスも使用者変更の手続きが必要になりますでしょうか。ご教示ください。	使用者変更は不要です。 特記仕様書別 3-1 は誤記により、削除とします。

29	特記仕様書 別紙-4 別 4-1 2. (2) 「委託者が薬品等を調達するために必要となる内部決裁文書等の作成」とありますが。内部決裁文書等とはどのようなものでしょうか。様式等ございましたらご教示ください。	特に指定する様式はございません。 仕様・数量・納品日を記載したものを提出下さい。
30	特記仕様書 別紙-4 別 4-1 2. (2) 「納品書その他関連資料の収受および管理」とありますが、WAにて納品書その他関連資料の鏡を保管するということでしょうか。	薬品会社への支払い等は、委託者が行う為、納品書その他関連資料については、薬品会社から受託者が収受後、委託者へ提出願います。
31	特記仕様書 別紙-15 別 15-1 4 4-1 (2) オ 「刈取った芝の処分先は、監督職員の指示に従わなければならない」とありますが、処分先はどこを想定はどちらになりますでしょうか。ご教示ください。	現状の保管場所は（質疑回答別紙2）の通り。 受注後の協議により変更可能とします。

- 【注】
- | | |
|---------|-------------------------|
| 1.部 数 | 1 部 |
| 2.提出年月日 | 入札説明書等において指定した受付期間内とする。 |
| 3.用 紙 | 日本工業規格A4判とする。 |

(2)－① 災害対策要領

磐南浄化センター災害対策要領

日本下水道事業団 東海総合事務所磐田分室

(趣旨)

第1条 この要領は、災害時及び災害の発生が予想される場合において下水道設備の保安及び公共の環境保全を確保するため処理場の迅速かつ適切な運転管理を行うことを目標とし、磐田市地域防災計画（以下「市計画」という。）の規定により実施する災害応急対策活動体制に対応して、日本下水道事業団 東海総合事務所磐田分室がとるべき活動体制について必要な事項を定める。

(各体制)

第2条 各体制は、気象予警報等の発表状況等及び災害の発生状況等に応じ、次のとおりとする。

区 分	開 始 基 準
事前体制	次に掲げるいずれかー以上の状況に至った場合 1 静岡県西部（遠州南地域）に大雨・洪水警報が発表され、次のいずれかー以上の状況に至ったとき ① 降り始めからの（24時間）降水量が60mm程度に達し、まだ降り続く見込みのとき ② 流入渠水位が3.0mを超え、さらに上昇しているとき 2 分室長が必要と認めたとき
警戒体制	次に掲げるいずれかー以上の状況に至った場合 1 事前体制の状況下で、次のいずれかの状況に至ったとき ① 降り始めからの（24時間）降水量が100mm程度に達し、まだ降り続く見込みのとき ② 流入渠井水位が4.0mを超え、さらに上昇しているとき 2 天竜川（下流）または太田川に水防警報が発令されたとき 3 磐田市において震度4の地震が発生したとき 4 分室長が必要と認めたとき 5 磐田市環境水道部上下水道工事課長（以下「上下水道工事課長」という。）が指示をしたとき
緊急体制	次に掲げるいずれかー以上の状況に至った場合 1 静岡県西部（遠州南地域）に大雨・洪水警報、特別警報が発表され、降り始めからの（24時間）降水量が150mm程度に達し、まだ降り続く見込みのとき 2 災害が発生したとき 3 大規模な災害が発生するおそれがあるとき 4 磐田市又は静岡県西部（遠州南地域）において震度5弱又は5強の地震が発生したとき 6 分室長が必要と認めたとき 7 上下水道工事課長が指示をしたとき

非常体制	次に掲げるいずれか一以上の状況に至った場合 1 大規模な災害が発生したとき、又は磐田市で大規模な災害が発生するおそれがあるとき 2 磐田市又は静岡県西部（遠州南地域）において震度６弱以上の地震が発生したとき 3 分室長が必要と認めたとき。 4 上下水道工事課長が指示をしたとき
------	--

2 各体制の解除は、次に掲げるいずれかまでとする。

- (1) 気象警報の発表に基づく体制にあっては、気象警報が解除されたとき
- (2) 事前体制においては、降雨が停止し、それが4時間続いたとき
- (3) 分室長が指示したとき
- (4) 上下水道工事課長が指示したとき
- (5) 他の体制へ移行したとき

(配備人員)

第3条 前条に定める各体制の配備人員の基準は、別紙１のとおりとする。

ただし、事前体制は、必要に応じ自宅待機とすることができる。

(配備の伝達)

第4条 各体制の配備指示等の伝達は、別紙２に定める伝達系統に基づく緊急連絡体制表(別紙３)を定め、これにより行うものとする。

- 2 分室長は、配備に当たるべき職員及びその職員への連絡方法を予め定めておくものとする。
- 3 分室長は、上下水道工事課及び運転管理業務の受託者（以下「運転管理業者」という。）への連絡方法を予め定めておくものとする。

(各体制の活動内容)

第5条 各体制時においては、次に掲げる応急対策を実施するものとする。

- (1) 職員及び維持管理業者への配備指示・伝達
- (2) 気象情報・警報等の受理・伝達
- (3) 災害情報、被害情報の収集、取りまとめ
- (4) 磐田市環境水道部上下水道工事課、東海総合事務所への状況報告（別紙様式１）
ただし、事前体制については、東海総合事務所外への報告を省略できるものとする。
- (5) 処理場の各体制に応じた維持管理
- (6) 緊急調査、仮復旧・復旧に必要な資材・機器等の確保・手配
- (7) 関連業者との連絡調整
- (8) 防護資材及び機器の点検整備
- (9) 運転状況等の記録（別紙様式２）
- (10) その他必要な業務

(関係機関相互の連携)

第6条 分室長（業務時間内）または班長（業務時間外）は、各体制をとったときは市との綿密な連絡調整に努め、連携を図るものとする。

(応援体制)

第7条 分室長は、必要に応じて東海総合事務所長に応援を依頼することができる。東海総合事務所長は、分室長から応援の依頼を受けたときは、東海総合事務所及び静岡事務所職員を派遣するものとする。

（勤務時間）

第 8 条 配備職員の正規の勤務時間外における勤務時間は、原則として次のとおりとする。

区 分		勤 務 時 間
勤務時間外	平日	午後 5 時 0 0 分から翌朝午前 8 時 3 0 分まで
	休日（前半）	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで
	休日（後半）	午後 5 時 0 0 分から翌朝午前 8 時 3 0 分まで

2 分室長は、活動体制が前項に定める区分の勤務時間を超えて継続される場合、配備職員を交代させるものとする。ただし、全班体制のときは除く。

3 配備職員は、午後 5 時 0 0 分から翌朝午前 8 時 3 0 分までの勤務の場合は、原則、健康維持を目的とした休息を極力午後 1 0 時から翌朝午前 5 時まで在一定時間とするものとする。

4 配備職員は、午後 5 時 0 0 分から翌朝午前 8 時 3 0 分までの勤務を行い、引き続き通常業務が予定されている場合は、健康を維持するために有給休暇等を活用し、極力短時間勤務となるように努めるものとする。

（機器及び資材等の点検整備）

第 9 条 配備職員は、災害発生のおそれがある場合には、あらかじめ次の各号による点検整備を行っておくものとする。

- （１）ポンプ設備（水中ポンプを含む。）の点検及び起動試験
 - （２）ポンプ井水位計の点検
 - （３）揚水流量計及び放流流量計の点検
 - （４）主要ゲート設備類の点検及び動作試験
 - （５）浸水又は冠水が予想される箇所の点検及び防護対策
 - （６）発電機の点検及び起動試験
 - （７）自動車及び発動機等の燃料補給
 - （８）緊急出動用具類の個数及び点検
- （懐中電灯、雨具、デジタルカメラ、酸素濃度計、その他必需品）

（要領の見直し）

第 10 条 本要領は、実状に併せてその都度見直しを行うものとする。

（附則）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から運用する。
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から運用する。
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から運用する。
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から運用する。
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から運用する。
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から運用する。
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から運用する。

(別紙 1)

活動体制における配備人員表

日本下水道事業団 磐田分室

区分	班長	班員	事前・警戒	緊急・非常
1 班	服部	斎藤	各班	全班
2 班	照井	沖野		

備考

- 1 事前体制は、必要に応じ自宅待機とすることができる。
- 2 配備人員は、必要に応じ、増減することができる。
- 3 配備体制は、班のローテーションにより行う。
ローテーションは、奇数月は 1 班、偶数月は 2 班担当とする。但し、該当月の当番者が不在又は出勤できない場合は、翌月の当番者が出勤などで交代し、その出勤の調整は翌月において行う。

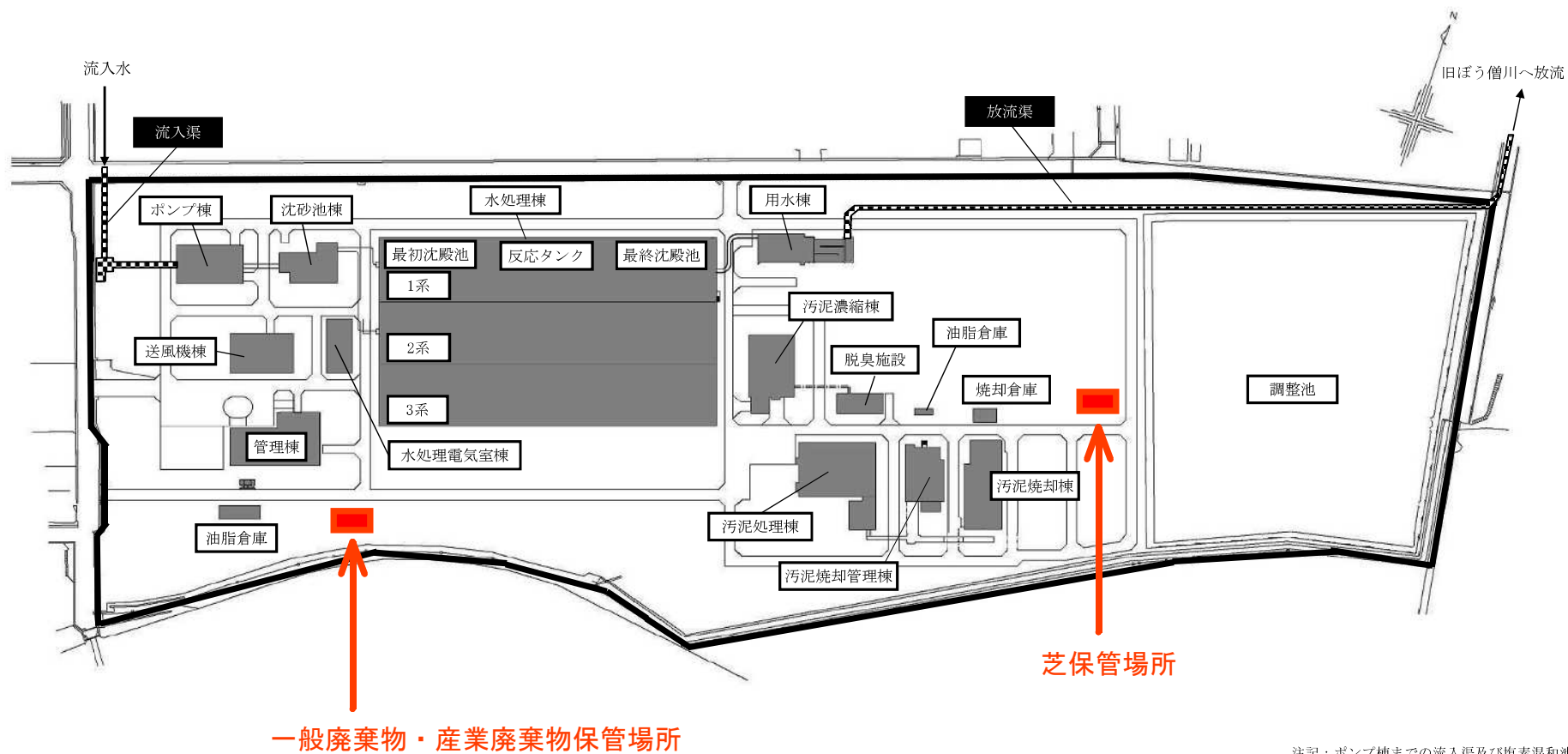
維持管理業者

区 分	班 長	事 前	警 戒	緊 急	非 常
1 班	鈴木康貴	必要な 人数			
2 班	松下朝則				
3 班	廣島大祐				
4 班	田口竜太郎				
5 班	内野貴是				

(注) 本表は、維持管理業者から予め提出された配備体制等により作成する。

別紙-1

業務範囲図(全体配置図)



凡例	
	業務対象外
	主要施設
	業務範囲

注記：ポンプ棟までの流入渠及び塩素混和池以降の
放流渠は甲の管理とし、詳細な範囲を別紙
1-1及び別紙1-2に定める。

施設名	磐田市公共下水道磐南浄化センター
図面名称	磐南浄化センター全体配置図

(質疑回答別紙3)

磐南浄化センター 水処理計装設備

			pH	EC	ORP	DO	MLSS	NO3	NH4	濁度	残塩	UV
初沈流入			○	○								
初沈越流												
反応槽	1-1	1槽										
		2槽										
		3槽										
		4槽				○	○					
	1-2	1槽										
		2槽										
		3槽										
		4槽				○	○					
	1-3	1槽			○							
		2槽										
		3槽			○							
		4槽				○	○					
	1-4	1槽			○							
		2槽										
		3槽			○							
		4槽				○	○					
	2-1	1槽										
		2槽										
		3槽										
		4槽				○	○					
	2-2	1槽										
		2槽			○							
		3槽										
		4槽			○	ボ	ボ					
	2-3	1槽			○							
		2槽										
		3槽			○							
		4槽				○	○					
	2-4	1槽			○							
		2槽										
		3槽			○							
		4槽				○	ボ					
	3-1	1槽			○							
		2槽			○							
		3槽			○							
		4槽			○	○	○					
	3-2	1槽			○							
		2槽	ボ		ボ	ボ	○					
		3槽			○							
		4槽	ボ		ボ	○	○					
	3-3	1槽			○							
		2槽				○	○					
		3槽			○							
		4槽				○	○					
	3-4	1槽			○							
		2槽										
		3槽			○							
		4槽				○	○					
塩素混和池				○				○	○	○	○	○
ポーダブル計			ボ		ボ	ボ	ボ					
水質試験室			ボ×2	ボ			ボ		ボ			

ボ：ポーダブル 黄：故障中